# ケアハウスしがそせい苑
# 重要事項説明書

様


| | | |
|---|---|---|
| 1. | 施設経営法人 | 2 |
| 2. | ご利用施設 | 2 |
| 3. | 居室の概要 | 3 |
| 4. | 職員の配置状況 | 4 |
| 5. | 入居にあたっての留意事項 | 5 |
| 6. | サービス利用に当たっての禁止行為 | 6 |
| 7. | サービスの概要 | 6 |
| 8. | 利用料金 | 8 |
| 9. | 協力医療病院について | 9 |
| 10. | 契約の終了 | １２ |
| 11. | 身元保証人 | １３ |
| 12. | 苦情の受付について | １４ |
| 13. | 事故発生時の対応 | １４ |
| 14. | 個人情報使用について | １５ |

## １．施設経営法人

①　法　人　名：　社会福祉法人　永山会

②　法人所在地：　京都府京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地

③　電 話 番 号：　０７５（６０５）１０２６

④　代表者氏名：　理事長　　津田 知宏

⑤　設 立 年 月：　平成　６年　１１月

## ２．ご利用施設

**［ 施 設 の 種 類 ］**

軽 費 老 人 ホ ー ム　ケ ア ハ ウ ス 型

平成１５年　３月　１日指定　　（滋賀県　第２５７０７００２８２号）

**［ 施 設 の 目 的 ］**

ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい居住を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が、明るく心豊に生活できるように配慮していくものとする。

**［ 施 設 の 名 称 ］**

ケアハウス　しがそせい苑

**［ 施 設 の 所 在 地 ］**

滋賀県守山市水保町２６５０－１

**［ 建 物 の 構 造 ］**

鉄筋コンクリート　地上４階建の４階部分

**［ 建 物 の 延 べ 床 面 積 ］**

５９９０．７５㎡

**［ 施 設 長 （管 理 者 ） ］**

千　代　　宜　彦

**［ 当 施 設 の 運 営 方 針 ］**

“ 明るく・楽しく・美しく ”

私たちは、

明 る い 笑 顔

楽 し い 暮 ら し

美 し い 心

ですごします。

**［ 開 設 年 月 ］**

平成１５年　３月　１日

**［ 入 所 定 員 ］**

３０名

［ 入 居 条 件 ］

- 年齢は原則として６０歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が６０歳以上であれば差し支えない。
- 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受ける事が困難な者。
- 各種サービスを利用する事により、自立した日常生活を送れる者。
- 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

［ 併 設 事 業 ］ ※当施設では、次の事業を併設して実施しています。

（ 介 護 老 人 福 祉 施 設 ）

平成１５年　３月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号 （定員８０名）

（ 短 期 入 所 生 活 介 護 ）

平成１５年　３月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号 （定員２０名）

（ 通 所 介 護 ）

平成１５年　３月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号 （定員３０名）

（ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ）

平成１５年１１月　１日指定　滋賀県第２５７０７００２８２号

［ 電 話 番 号 ］　０７７（５８５）７８７８

［ Ｆ Ａ Ｘ 番 号 ］　０７７（５８５）７８７０

## ３．居室の概要

- 当施設では以下の居室、設備をご用意しています。

  居室（トイレ・洗面所・ミニキッチン・浴室・ナースコール・収納庫・小型冷蔵庫
  エアコン・床暖房）
- 共同で利用していただく設備

  談話室、食堂、洗面所、大浴場（2 箇所）、相談室、事務室

  コインランドリー（洗濯室、乾燥機）、来客用トイレ、エレベーター

## ４．職員の配置状況

- 当施設では、入居者に対して軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に従い、以下の職種の職員を配置しています。

［主な職員の配置状況］　令和８年　６月　１日時点

| 職　種 | 内　容 | 配　置　人　数 |
|---|---|---|
| 1.　施設長 | 施設の職員の管理及び、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います | １名（兼務） |
| 2.　介護職員 | 入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います | ４名 |
| 3.　生活相談員 | 入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います | １名 |
| 4.　管理栄養士 | 栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供を行います | １名（兼務） |
| 5.　調理員 | 食事の提供に必要な調理を行います | 業務委託 |
| 6.　事務員 | 事業所の維持・運営に必要な事務を行います | １名 |

［主な職員の配置状況］

| 職　種 | 勤　務　体　系 |
|---|---|
| 介護職員<br>相談員 | 早　出：　７：３０～１６：３０ |
| | 日　勤：　９：００～１８：００ |
| | 遅　出：　１０：３０～１９：３０ |

## ５．入居にあたっての留意事項

- 当施設のご利用に当たって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 来訪・面会

- 入居者に面会に来られたら、一階事務所入り口で、その都度来訪者カードに記入してください。

② 外出、外泊

- 入居者は、外出又は外泊しようとする時は、その都度、外出、外泊先、用件、施設へ帰着する予定時間等を届け出て下さい。

③ 入居者留意事項

- 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけて下さい。
- バルコニーは災害・非常時の避難経路となりますので、避難に支障がでないように十分注意してご利用下さい。
- テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は他の入居者の迷惑にならないボリュームの配慮をしてご利用ください。
- 共用大浴場の入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意して下さい。
- 居室の浴室は、防火、衛生の面からも本来の目的である入浴に使用して頂き、決して物置場所にしないで下さい。

④ 専用居室

- 居室の清掃、日常的な管理維持は入居者が行います。
- 居室のゴミ・廃棄物については入居者が定められた時間・場所（日・火・木）へ運搬する事を原則とします。
- 居室において、たばこの喫煙、石油ストーブ、ろうそく、線香等火気類の使用を禁じます。

⑤ 部外者の利用

- 外来者を宿泊させる時は、あらかじめ施設長に届け出て下さい。但し、入居者が在室中で有る場合に限ります。

## ６．サービス利用に当たっての禁止行為

利用者や職員に対する以下の（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。

施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

| | |
|---|---|
| **身体的暴力** | **身体的な力を使って危害を及ぼす行為**<br>例：物を投げつける、叩く、ける、唾を吐く、服を引きちぎる、など |
| **精神的暴力** | **個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為**<br>例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする、など |
| **セクシュアルハラスメント** | **意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為**<br>例：必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、など |
| **他者への迷惑行為** | **他人の自由を侵害する行為、他人の排撃、風紀秩序を乱す、安全衛生を害するなど**<br>例：宗教活動、政治活動、営業活動、泥酔、薬物乱用、入浴や洗濯をしない、など |
| **物品損壊** | **施設もしくは備品に損害を与える行為、備品の施設外への持ち出し** |
| **動物の飼育** | **施設内での動物の飼育** |
| **その他の禁止行為** | **窃盗、長時間の電話、頻回な電話、理不尽な要求、過度な要求、特定の職員への攻撃**<br>例：深夜にわたる電話、１時間に数回の電話、転倒させないで欲しい、など |
| **ご遠慮いただきたい行為** | **個人的な贈り物、個人的な勧誘など**<br>例：個人的な差し入れ、プレゼントを渡す、イベントなどに招待する |

## ７．サービスの概要

- 当施設では、入居者に対して以下のサービス提供をします。

① 相談・助言

- 各種相談に応ずるとともに、余暇の活動及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。

② 食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 食事が不要な場合は１週間前までに欠食届けを出していただいた場合、食材料費相当額を返金します。

（食事時間）

朝　食：８：００～　　昼　食：１２：００～　　夕　食：１８：００～

③　入浴

- 専用居室内は入居者が、共用大浴場は職員が入浴の準備を行う。
- 大浴場の稼働日は原則　月・火・木・金　とする。
- 入浴に関しては、共用浴室は他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
- 専用居室の入浴に際しては、隣接する居室へ振動や音が伝わり、迷惑のかかる事の無いように留意する。
- 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

④　健康管理

- 入居者の健康管理を確保するため、少なくとも年１回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。
- 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関の紹介など必要な援助を行います。

⑤　緊急時の対応

- 入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族や主治医又は協力病院等、緊急連絡先に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- 身元保証人は医療機関への手続き等をお願いします。

⑥ 夜間の管理体制

- 夜間は併設する特別養護老人ホームの職員が対応します。

⑦ レクリエーション

- 生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーションを企画します。
- レクリエーションにかかる費用については、実費をご負担いただく場合があります。
- 入居者が企画するレクリエーションに対し、ケアハウスは必要に応じて協力します。

⑧ 洗濯室

- コイン式の洗濯乾燥機を３台、分離型の洗濯機、乾燥機を各１台備えています。
- 料金は各機器に掲示しています。

## ８．利用料金

### ケアハウスしがそせい苑　利用料規定

◎保証金

| | | |
|---|---|---|
| 保証金 | 300,000 円 | |

※ 国が定めた方法により、積算した額を納入していただきます。
国や県の施策により変更する事があります。

| 項　　目 | 4 月～10 月 | 11 月～3 月 |
|---|---|---|
| 生　活　費 | 47,540 円 | 47,540 円 |
| サービス費 | 10,000 円～64,700 円 | 10,000 円～64,700 円 |
| 居　住　費 | 18,540 円 | 18,540 円 |
| 暖　房　費 | | 1,960 円 |
| 合　　計 | 73,040 円～127,740 円 | 75,000 円～129,700 円 |

※ 他に居室にかかる給湯費に関して、各居室の水道使用料に応じて灯油代を請求させていただきます。
ただし、社会情勢をふまえ利用者様と協議の上、総会等で見直しを行い適切に設定します。

◎生活費及びサービス費
県の基準改正に準じて料金が変更となります（月額）

| | | サービス費 | 生活費 | 居住費 | 計 | 年間合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1(夫婦) | 1,500,000 円以下 | 7,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 73,080 円 | 876,960 円 |
| 1 | 1,500,000 円以下 | 10,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 76,080 円 | 912,960 円 |
| 2 | 1,500,001～1,600,000 円 | 13,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 79,080 円 | 948,960 円 |
| 3 | 1,600,001～1,700,000 円 | 16,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 82,080 円 | 984,960 円 |
| 4 | 1,700,001～1,800,000 円 | 19,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 85,080 円 | 1,020,960 円 |
| 5 | 1,800,001～1,900,000 円 | 22,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 88,080 円 | 1,056,960 円 |
| 6 | 1,900,001～2,000,000 円 | 25,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 91,080 円 | 1,092,960 円 |
| 7 | 2,000,001～2,100,000 円 | 30,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 96,080 円 | 1,152,960 円 |
| 8 | 2,100,001～2,200,000 円 | 35,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 101,080 円 | 1,212,960 円 |
| 9 | 2,200,001～2,300,000 円 | 40,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 106,080 円 | 1,272,960 円 |
| 10 | 2,300,001～2,400,000 円 | 45,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 111,080 円 | 1,332,960 円 |
| 11 | 2,400,001～2,500,000 円 | 50,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 116,080 円 | 1,392,960 円 |
| 12 | 2,500,001～2,600,000 円 | 57,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 123,080 円 | 1,476,960 円 |
| 13 | 2,600,001～2,700,000 円 | 64,000 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 130,080 円 | 1,560,960 円 |
| 14 | 2,700,000 円以上 | 64,700 円 | 47,540 円 | 18,540 円 | 130,780 円 | 1,569,360 円 |

（注 1）この表における「対象収入」とは前年度の収入(社会通念上収入として認定することが適切でないものを除く)から、租税・社会保険料・介護保険料・医療費(入院の場合個室料・電気代等を除く)などを控除した後の収入を言います。

（注 2）本人からのサービス費徴収額(月額)は、上表より求めた額となります。

# ケアハウス光熱水料一覧表

「ケアハウスしがそせい苑入居契約書」第１０条第３項に定める各居室の「電気、水道等の使用料」については下記の通りです。

| 項　目 | 具 体 的 内 容 | 金　額 |
|---|---|---|
| 電気料金 | 関西電力株式会社　電気料金に基づく | 1Kw25 円 |
| 上下水道料金 | 守山市水道事業所　料金表に基づく | 1 ㎥ 420 円 |
| 燃料費 | ケアハウスの灯油代金に基づく | |

# ケアハウス特別加算サービス一覧表

「ケアハウスしがそせい苑入居契約書」第１０条４項に定める「特別なサービス」については下記の通りです。原則として、契約者又は身元保証人の申請により実施いたします。利用にかかる費用は、ケアハウスしがそせい苑で定めた料金（下記）を全額自己負担することといたします。

| 項　目 | 具 体 的 内 容 | 金　額 |
|---|---|---|
| 服薬管理 | 契約者又は身元保証人の希望又は、医師の指示にて管理が必要と認められる場合 | 30 円／1 回 |
| 通院付き添い | 緊急の通院で職員が付き添った場合 | 2.000 円／1 時間 |
| | 上記で深夜帯（午後 10 時から午前 6 時） | 3.000 円／1 時間 |
| 居室への配膳下膳 | 食事の居室への配膳と下膳 | 100 円／1 回 |
| 書類複写 | 事務所の複写機で書類を複写した場合 | 10 円／1 枚 |
| 書類作成補助 | 各種申請書類の作成を補助した場合（ケアハウスへの書類は省く） | 500 円／1 件 |

# ケアハウス生活費返金額

「ケアハウスしがそせい苑入居契約書」第１０条７項に定める「欠食された場合」の生活費の返金については下記の通りです。

| 項　目 | 具 体 的 内 容 | 金　額 |
|---|---|---|
| 生活費の返金 | 1 週間前に申し出があって、1 日 3 食全て欠食された場合 | 1 日 770 円返金 |
| | 入院時に欠食された場合 | 1 食毎に返金<br>朝食 198 円<br>昼食 297 円<br>夕食 275 円 |
| | しがそせい苑のデイサービス・ショートを利用された場合 | デイサービス・ショート食事代分を返金 |

［利用料金のお支払い方法］

軽費老人ホームケアハウスは入居者から利用料として、利用料は当月分として、使用料は前月分として、通知後１ヶ月以内に以下の費用の支払いを受けます。

＊　サービス提供に要する費用
＊　生活費
＊　居住に要する費用
＊　暖房費として冬期（11 月～3 月）に 1,960 円が加算されます。
＊　居住に係る高熱水費
＊　入居者が選定する特別なサービスの提供を行った事に伴い必要になる費用

＊指定銀行からの自動口座振替（口座振替手数料は自己負担）

＊しがそせい苑事務所（窓口）で現金にてお支払い

＊請求書同封の所定口座にお振り込み（振込手数料は自己負担）

## ９．協力医療病院について

［入居中の医療の提供について］

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

病院を受診する場合はご家族の付き添いを必要とします。

［協力医療機関］

［医療機関の名称］
済生会守山市民病院
［所　　在　　地］
滋賀県守山市守山四丁目１４－１
［診　　療　　科］
内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科
糖尿病内科・腎臓内科・小児科・外科
整形外科・皮膚科・泌尿器科・脳神経外科
眼科・リハビリテーション科・放射線科
麻酔科

［医療機関の名称］
社会医療法人　誠光会淡海医療センター
［所　　在　　地］
滋賀県草津市矢橋町１６６０番地
［診　　療　　科］
内科・循環器科・消化器科・呼吸器科
神経内科・小児科・皮膚科・アレルギー科
外科・整形外科・リウマチ科・脳神経科
耳鼻咽喉科・泌尿器科・心臓血管外科・眼科
麻酔科・放射線科・リハビリテーション科

［医療機関の名称］
社会医療法人　誠光会淡海ふれあい病院
［所　　在　　地］
滋賀県草津市矢橋町１６６０番地
［診　　療　　科］
内科・外科・腎臓内科・脳神経外科
耳鼻咽喉科・歯科

［医療機関の名称］
小西医院
［所　　在　　地］
滋賀県大津市大萱１丁目 17-35
［診　　療　　科］
内科・皮膚科・泌尿器科・外科

［医療機関の名称］
滋賀県立総合病院
［所　　在　　地］
滋賀県守山市守山五丁目４－３０
［診　　療　　科］
血液腫瘍内科・免疫内科・腎臓内科
総合内科・整形外科・呼吸器外科・泌尿器科
外科・耳鼻咽喉科・放射線診断科
歯科口腔外科・糖尿病内分泌科・神経内科
消化器内科・形成外科・心臓血管外科
婦人科・皮膚科・放射線治療科・病理診断科
老年内科・眼科・循環器内科・呼吸器内科
乳腺外科・脳神経外科・精神科・麻酔科
緩和ケア科

［医療機関の名称］
済生会滋賀県病院
［所　　在　　地］
滋賀県栗東市大橋二丁目４－１
［診　　療　　科］
内科・外科・脳神経外科・整形外科・心臓血
管外科・循環器科・耳鼻咽喉科・産科
婦人科・泌尿器科・眼科・皮膚科・小児科
心療内科・消化器科・リウマチ科
リハビリ科・形成外科・麻酔科・放射線科

## １０．契約の終了

- 契約が終了する時は、入居者はご利用料金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡すこととします。
- 入居者は居室を施設に明け渡すまでに、入居者の負担により専門業者による必要な修理若しくは備品の取替え、また専門業者による清掃を行うものとする。
- 事業者は契約が終了した場合、契約者もしくは身元保証人に対して保証金３００，０００円を返還します。

**［事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）］**

施設は入居者が次の各号のいずれかに該当したときは、30 日間の予告期間を置いてこの契約を解除する事ができる。

① 心身の障害等により、ホームヘルプサービス等の介護保険サービス等を利用しても、日常生活の維持が困難な場合。
② 入居時に虚偽の届けを行って入居した場合。
③ 利用料その他の費用等を 3 ヶ月以上にわたり支払わない場合、及び事務費の減額申請にあたって虚偽の事項を申告した場合。
④ 個別の日常生活上の援助、又は介護を必要とする状態であるにもかかわらず、それを受けることができない場合。
⑤ 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者（配偶者を含む）が判断できなくなった場合。但し、施設が認める適切な援助により、入居者の施設での生活に支障がない場合はこの限りではない。
⑥ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがある場合。
⑦ その他この契約の条項に違反したとき、及び入居者心得に違反し、事業者の指示又は指導に従わない場合。

**［入居者からの退居の申し出（契約解除）］**

入居者はこの契約を解除しようとするときは、30 日以上の予告期間を持って施設の定める「契約解除届」を施設に提出するものとし、その「契約解除届」に記載された契約解除日をもって契約は解除される。

① 施設もしくはその職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスの提供をしない場合。
② 施設もしくはその職員が、守秘義務に違反した場合。
③ 施設もしくはその職員が、故意又は過失により入居者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

［円滑な退居のための援助］

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## １１．身元保証人

① 契約締結にあたり、入居者は身元保証人２名を定めます。
入居者に発生する債務及び本契約の不履行により発生する一切の債務について入居者と連帯して履行する攻めを負うと共に、必要な場合には入居者と協議の上ただちに適切な処置を講じ、入居者の身柄を引き取る責任を負うものとする。

② 入居者は、身元保証人が死亡もしくはその資格を喪失した場合には、速やかに施設にその旨を通知し、新たな身元保証人を選任し、新たな身元保証人と共に本契約を更新するものとする。

## １２．苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ❍ 苦情統括責任者　本部総苑長　宮川　哲子
- ❍ 苦情受付責任者　施設長　千代　宜彦
- ❍ 苦情受付窓口　　相談員　中山　保代
- ❍ 受付時間　　平日　９：００～１７：００　　（勤務上不在の際もあります。）

また、提案箱を各フロアに設置しています。

② 第三者委員における苦情の受付

法人が委嘱した第三者委員に直接申立もできますので、ご相談下さい。

③ その他

当施設以外にも守山市介護相談員、居宅介護支援事業所、各市の介護保険担当課（係）、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

- □ 守山市介護保険課　℡：０７７（５８２）１１２７
- □ 野洲市役所高齢福祉課　℡：０７７（５８７）６０７４
- □ 草津市役所長寿いきがい課　℡：０７７（５６１）２３６２
- □ 栗東市役所長寿福祉課　℡：０７７（５５１）１９４０
- □ 大津市役所介護保険課　℡：０７７（５２８）２７５３
- □ 滋賀県国民健康保険団体連合会　℡：０７７（５１０）６６０５

## １３．事故発生時の対応

- ■ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
  また、当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は入居者若しくはそのご家族と協議の上速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

## １４.秘密保持

①職員は、正当な理由が無くその事実上知り得た入居者、及びその家族等の秘密を洩らしません。また事業者は、漏らさない為の必要な措置を講じます。

②事業所の職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

③指定居宅支援事業所に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入居者の同意を得ます。

## １５．個人情報使用について

事業者は入居者の個人情報使用について「個人情報の保護の関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

入居者及びその家族等の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

［利用期間］

介護サービス又は施設サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

［利用目的］

- 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- 入居者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 入居者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- 入居者の利用する介護事業所内又は施設内のカンファレンスのため
- 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- その他介護サービス又は施設サービス提供で必要な場合
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

［使用条件］

- 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して使用しない。また、入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス内容について、本書面に基づき重要事項の説明を行い本書面を交付しました。

年　　月　　日

ケアハウスしがそせい苑

説　明　者　職名　　相談員

氏名　　中山　保代　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、本書面の交付を受けました。

年　　月　　日

本　人　　住所

氏名　　印

身元保証人　住所

氏名　　印　　続柄